

様式第2号（第15条関係）

× × × ○ ○ ○

備考 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。

（1）×××の部分には、当該許可に係る特定大臣許可漁業の略称を表示すること。

（2）特定大臣許可漁業の略称は、次のとおりとすること。

ア ずわいがに漁業 日カ

イ 東シナ海等かじき等流し網漁業 東海かじき

ウ かじき等流し網漁業 かじき流

エ 東シナ海はえ縄漁業 東海はえ

オ 大西洋等はえ縄等漁業 西はえ

カ 太平洋底刺し網等漁業 底さし

（3）○○○の部分には、当該許可に係る許可番号を表示すること。

（4）大きさは15センチメートル大以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。